

子どもの貧困への対応について

1. 全体状況

子どもの貧困への対応を巡る全体状況①

○ 平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定・平成26年に施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現」に向けて関連分野の総合的な取組として対策を推進することとされた。

1. これまでの経過

年度	全体の動き	学習支援に関する施策の動き
H24		ひとり親家庭の学習支援ボランティア事業開始
H25	子どもの貧困対策の推進に関する法律 (6月成立・公布、26年1月施行)	子どもの学習支援事業開始
H26	子供の貧困対策に関する大綱策定 (8月)	
H27	子供の未来応援国民運動(4月～)・子供の未来応援基金設立(10月)ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト・児童虐待防止対策強化プロジェクト(12月)	子どもの学習支援事業(困窮者法に位置付けて施行)文科省事業「地域未来塾」開始
H28	子供の貧困対策に関する有識者会議 (7月～ 大綱の見直しを平成31年度に予定)	ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業開始

2. 子どもの貧困の状況(主なもの)

大綱掲載時 → 直近値

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 **90.8%→92.8%**

同 高等学校等中退率 **5.3%→4.5%**

子どもの貧困率 **16.3%→13.9%**

子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 **54.6%→50.8%**

(出典)「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」(平成28年7月14日子供の貧困対策に関する有識者会議)及び「平成28年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

2

子どもの貧困への対応を巡る全体状況②

○ 法・大綱を受けて、子どもの貧困対策が総合的に推進されている現状にある。

主な子どもの貧困対策(平成29年度)

(出典)「子供の貧困対策に関する主な施策について」(平成29年3月23日子供の貧困対策に関する有識者会議)から抜粋して編集。

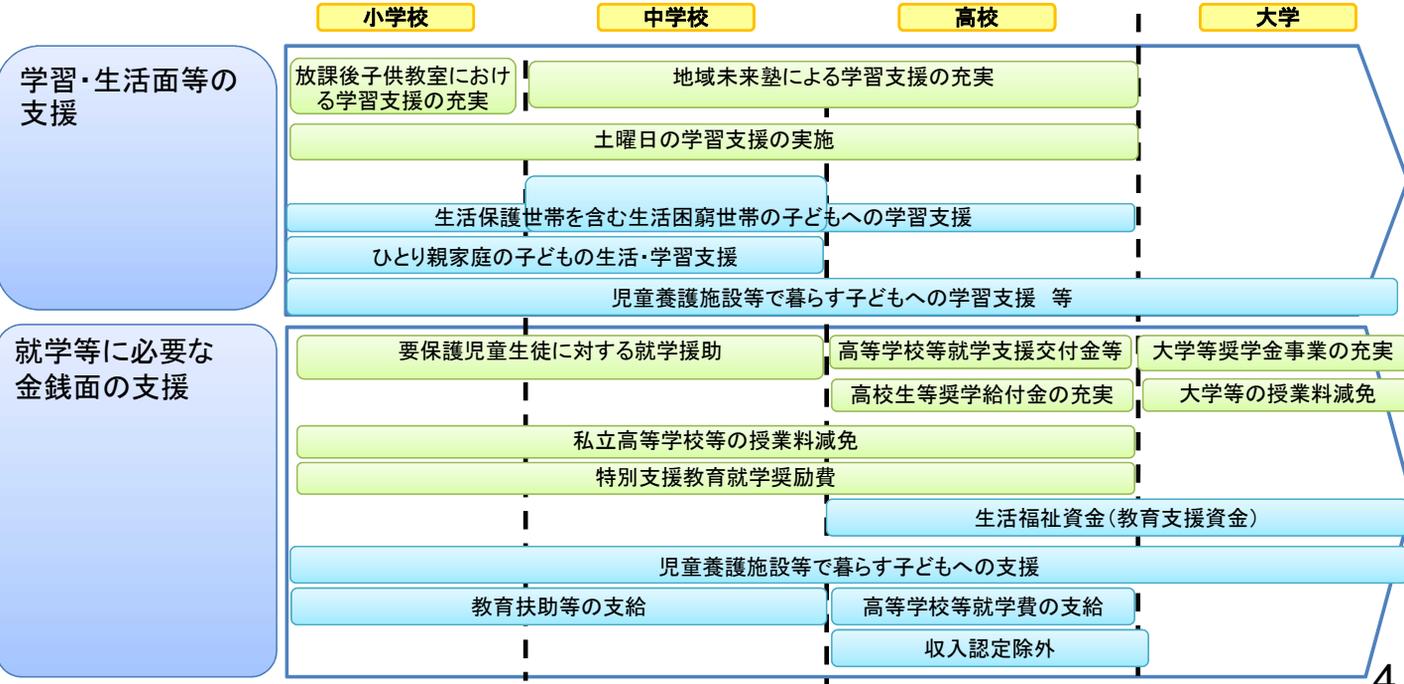
	施策	担当省庁
教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> □ スクールソーシャルワーカーの配置の拡充 □ 地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)の充実 □ 大学等奨学金事業の充実(給付型奨学金制度の創設、低所得世帯の子どもに係る成績基準の実質的な撤廃等) □ 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援の拡充 	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 10px; text-align: center; border-radius: 10px;"> 文部 科学省 </div>
生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> □ (学習支援事業(再掲)) □ 社会的養護自立支援事業(仮称)(児童養護施設措置解除後の者に対し、原則22歳の年度末まで支援を実施) 	
保護者に対する就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援 □ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給 	
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童扶養手当の支給(拡充) □ 養育費相談支援の実施(拡充) 	
施策の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> □ 官公民の連携プロジェクト・国民運動展開(子供の未来応援国民運動の推進)、地域における施策推進への支援 	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 10px; text-align: center; border-radius: 10px;"> 内閣府 </div>

3

子どもの貧困への対応を巡る全体状況③

○ 子どもの貧困対策の「教育の支援」では、各年代の子どもに対する様々な学習・生活面等の支援や就学等に必要な金銭面の支援が推進されている。

子どもの貧困対策「教育の支援」における様々な支援



2. 子どもの学習支援事業について

子どもの学習支援事業について

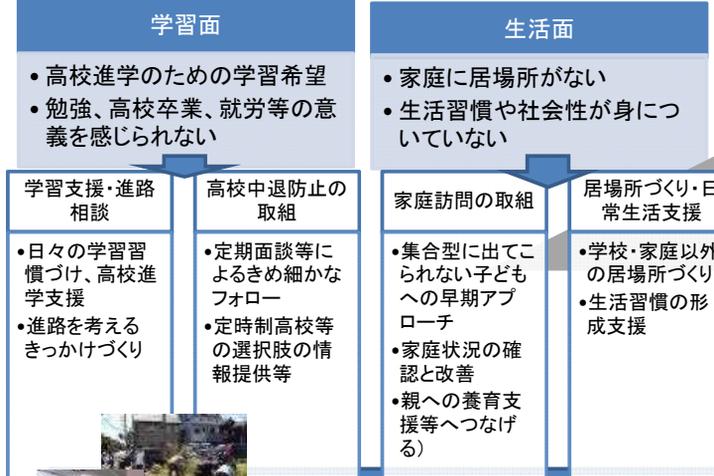
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かくて包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>



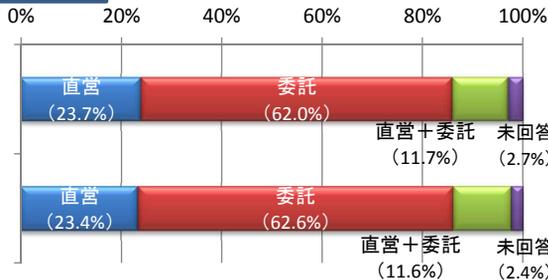
子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)

子どもの学習支援事業の実施状況①

- 平成28年度は423自治体において実施。
- 子どもの学習支援事業の運営方法については、直営方式との併用を併せると約7割強の自治体が委託により実施している。委託先は「NPO法人」「社団法人・財団法人」が多い。
- 事業内容としては、学習支援に加えて「居場所の提供」や「進路相談支援」が約7割の自治体で実施されており、事業費加算も活用されている。

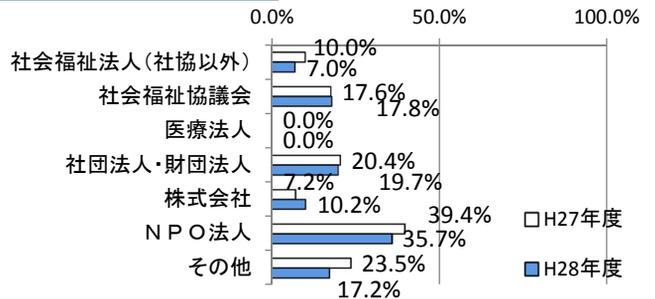
1. 運営方法

n = 423



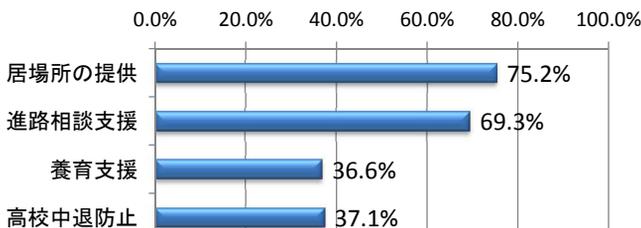
2. 委託先(複数回答)

n = 314



3. 事業内容ごとの実施状況(複数回答)

n = 423



4. 事業強化策(加算措置)の取り組み状況(複数回答)

n = 377

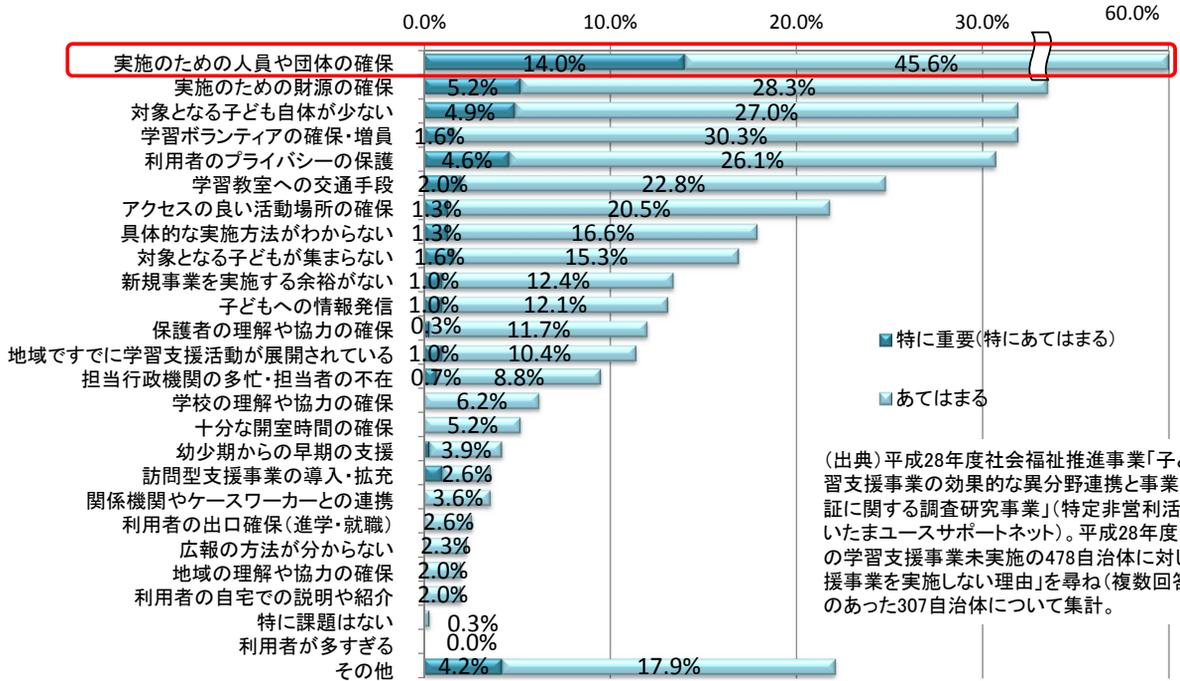


(出典)1, 2, 3は平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査。4は平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。

子どもの学習支援事業の実施状況②

○ 子どもの学習支援事業を実施していない理由としては、未実施自治体の約6割が「実施するための人員や団体の確保」を挙げている。

学習支援事業を実施していない理由



子どもの学習支援事業の利用状況①

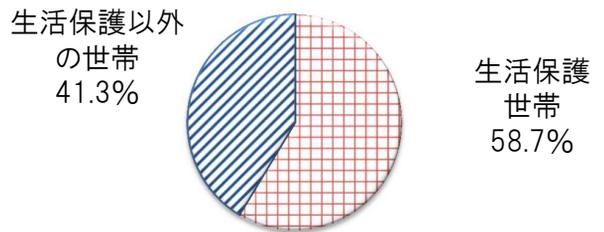
- 平成27年度に子どもの学習支援事業を利用した者は20,421人(実人数)であり、そのうち生活保護世帯が11,978人(58.7%)、生活保護以外の世帯が8,443人(41.3%)。
- 生活保護世帯を支援対象としている自治体が94.7%あり、生活保護以外の世帯属性としては、就学援助受給世帯を支援対象としている自治体(42.5%)が最も多く、次いでひとり親家庭(40.5%)となっている。

1. 子どもの学習支援事業の利用者数

利用者数(実人数)	20,421人
-----------	---------

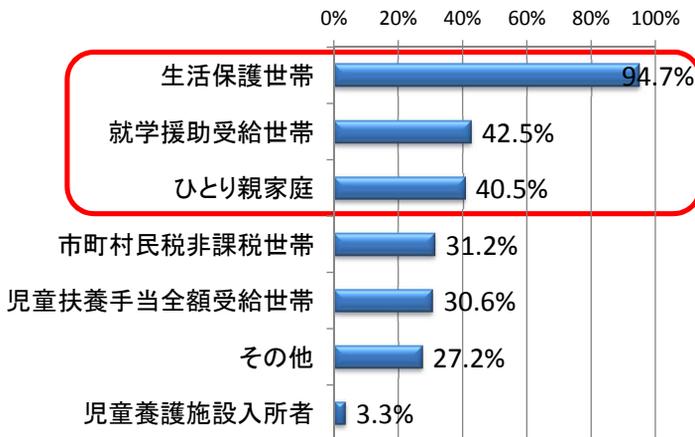
2. 事業利用者の属性

(n=20,421)



3. 事業対象者の属性

(n=301、複数回答)



4. 学習支援等の実施状況

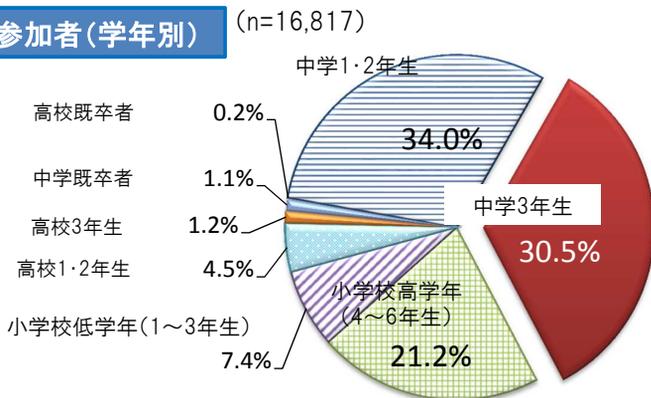
	学習支援	居場所の提供	高校中退防止	訪問支援
箇所数(拠点数)	950カ所			
年間実施回数	26,936回	19,124回	11,740回	26,614回
利用人数(実人数)	16,817人	6,548人	1,300人	4,930世帯

(出典)平成27年度自立相談支援事業等実績調査

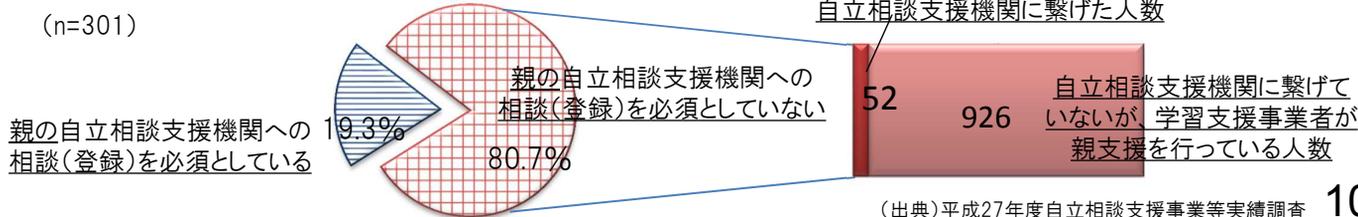
子どもの学習支援事業の利用状況②

- 学習支援(学習教室や訪問形式)の参加者では、中学生(64.5%(うち中学1・2年生34.0%、中学3年生30.5%))が最も多い。
- 親支援の取組として、子どもの事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としている自治体が約2割。一方、必須としていない約8割の自治体では、52人(実人数)の親を自立相談支援機関へ繋いだ。このほか、学習支援事業の中で926人(実人数)の親に対する支援が実施された。

5. 学習支援の参加者(学年別)



6. 親支援の状況



子どもの学習支援事業の利用状況③

- 学習支援に参加した中学3年生のうち、高校進学した者は98.2%(平成28年度)であり、全世帯平均値に近い実績である。
- 高校中退防止の支援対象者の高校中退率は3.8%(平成28年度)であり、前年度実績より減少している。

7. 中学3年生の進学状況

98.2%(平成27年度実績) (n=4,796)

98.2%(平成28年度実績) (n=6,314)

(参考) 高校進学率
 全世帯 98.8%(H27年度)
 98.9%(H28年度)
 生活保護受給世帯 92.8%(H27.4.1時点)

8. 支援対象者の高校中退率

5.3%(平成27年度実績)

3.8%(平成28年度実績)

※平成27年度は、高校中退防止の支援対象者1,300人のうち、中退者69人(平成27年度は、学習支援事業を実施する300自治体のうち31.8%の自治体が高校中退防止の取組を実施)

※平成28年度は、高校中退防止の支援対象者1,947人のうち中退者74人(平成28年度は、学習支援事業を実施する423自治体のうち37.1%の自治体が高校中退防止の取組を実施)

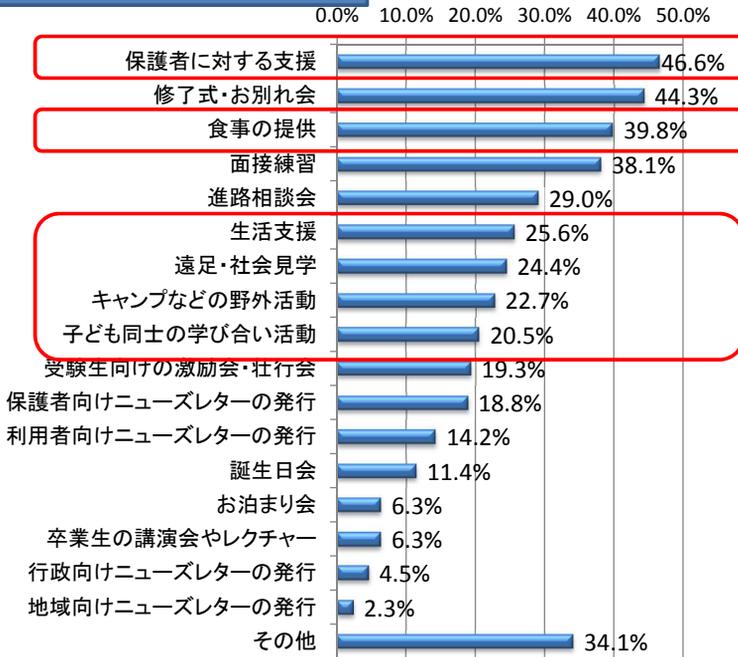
※高校中退率(全世帯)はH27年度1.5%

子どもの学習支援事業の実態について

○ 子どもの学習支援事業では、保護者に対する支援や食事の提供、生活支援など、「学習の支援」以外に様々な活動が実施されている。

1. 学習の支援以外の活動

n=201、複数回答



2. 食事の提供の取組例

- 調理施設がある一部会場において食育を目的とした夕食の提供も実施しており、食事に関する準備・片付け等を通して食習慣やマナー等を身につける場となっている。また、参加児童の親が調理に参加することもある。(埼玉県川口市)
- 学習支援や居場所の提供を行うとともに、地域のボランティア団体やフードバンク等と連携した食事の提供や、様々な分野の支援団体との連携を通じ、子どもの希望進路実現に向けた支援を実施。(東京都足立区)
- 個別学習支援を中心に、より安心して勉強に集中できる環境を整えるために夕食(軽食)の提供も行っている。(沖縄県那覇市)

3. 生活支援の取組例

- 家庭訪問により、保護者が部屋を片付けられないといった課題に対応する等、学習以前の生活環境改善に取り組んでいる。(京都府京丹後市)
- 進学費用に関する情報提供や子どもの学習に関する親の考え方、家庭環境などの改善から支援に入っている。(福島県会津若松市)

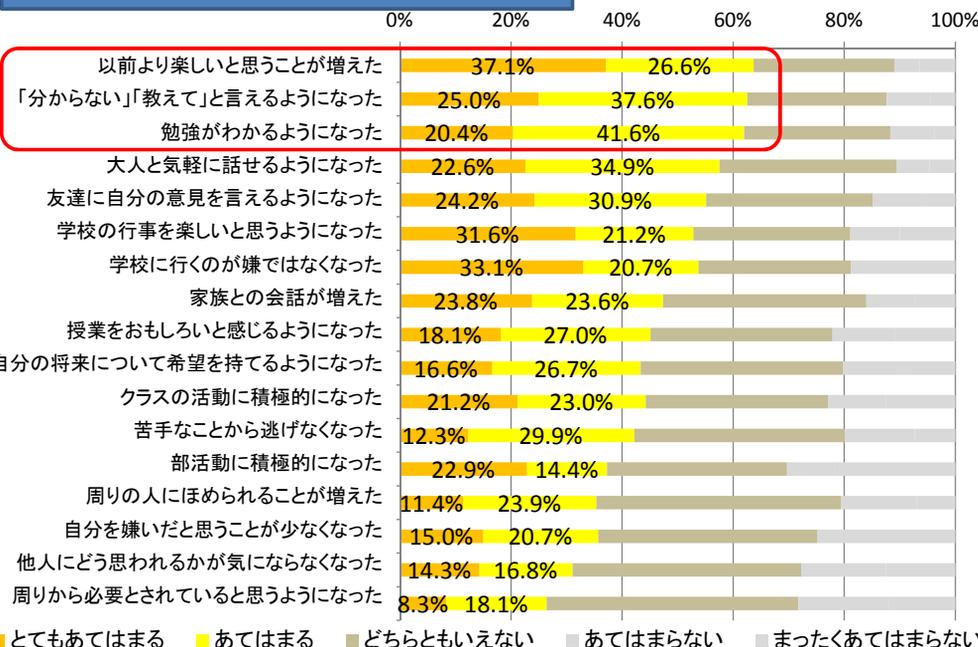
(出典) 1は平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)。子どもの学習支援事業を実施する428団体に調査票を配布し、学習の支援以外の諸活動の実施の有無を尋ねたもの。回答のあった333団体のうち平成27年度に子どもの学習支援事業を実施した201団体(自治体直営含む)について集計(複数回答)。

子どもの学習支援事業の効果

- 子どもの学習支援事業を利用した約6割超の子どもについて、「以前より楽しいと思うことが増えた」、「分からない」「教えて」と言えるようになった」、「勉強がわかるようになった」、等、肯定的な変化が見られている。
- 子どもの貧困対策により、現在15歳の子どものうち貧困の状況にある子どもの進学率・就業状況が改善した場合、生涯所得の合計額が2.9兆円増え、政府の財政が1.1兆円改善するとの推計も存在。

1. 学習支援事業を利用した子どもの変化

n=673



2. 子供の貧困による社会的損失(推計)



(出典) 1は平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)。学習支援実施団体15団体を利用する中学生に学習支援利用後の変化について尋ねたもの。

(出典) 2は日本財団及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる推計。現状シナリオと進学率・就業状況が一定程度改善した改善シナリオの双方について、現在15歳の貧困の状況にある子ども(生活保護世帯、児童養護施設入所者、ひとり親世帯(18万人))が19歳~64歳までに得る所得及び政府の税・社会保障の純負担を算出し、その差分を社会的損失として算出。

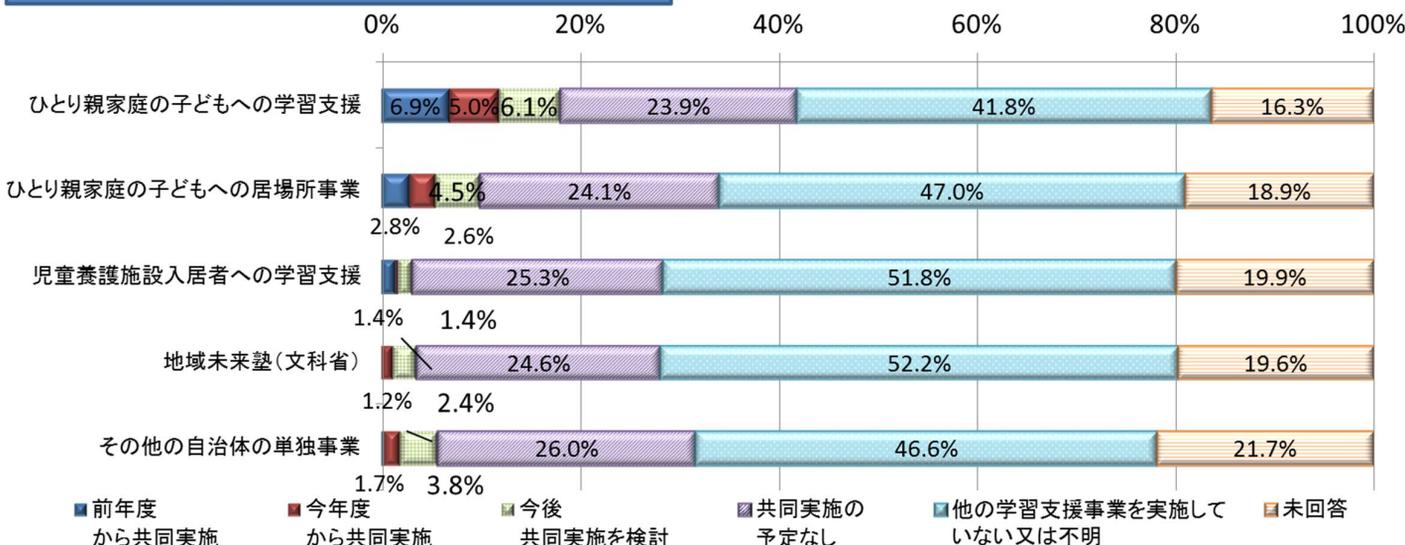
子どもの学習支援事業と他事業との関係

○平成28年度に子どもの学習支援事業を実施する自治体のうち、

- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援を前年度から連携して実施している自治体が6.9%、今年度から連携して実施する自治体が5.0%、今後共同実施を検討している自治体は6.1%となっている。
- ・また、地域未来塾については、前年度から教育委員会と連携して実施している自治体は無いが、今年度連携実施する自治体が1.2%、今後検討の自治体は2.4%となっている。

他の学習支援等の事業の実施状況・関係

(n=423)

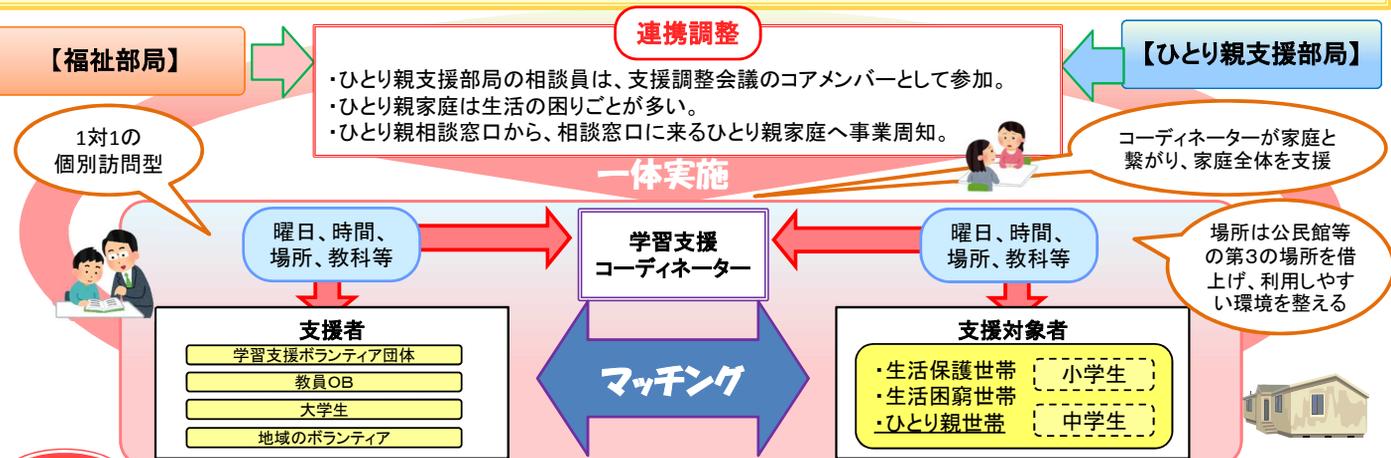


(出典)平成27年度事業実施状況調査

取組事例①(ひとり親学習支援事業との連携を通じた工夫)

三重県桑名市の取組例～ひとり親学習支援事業との連携を通じて～

- 桑名市では、平成27年度より、子どもの学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所(自宅含む)・教科等をマッチングし、個別訪問型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。



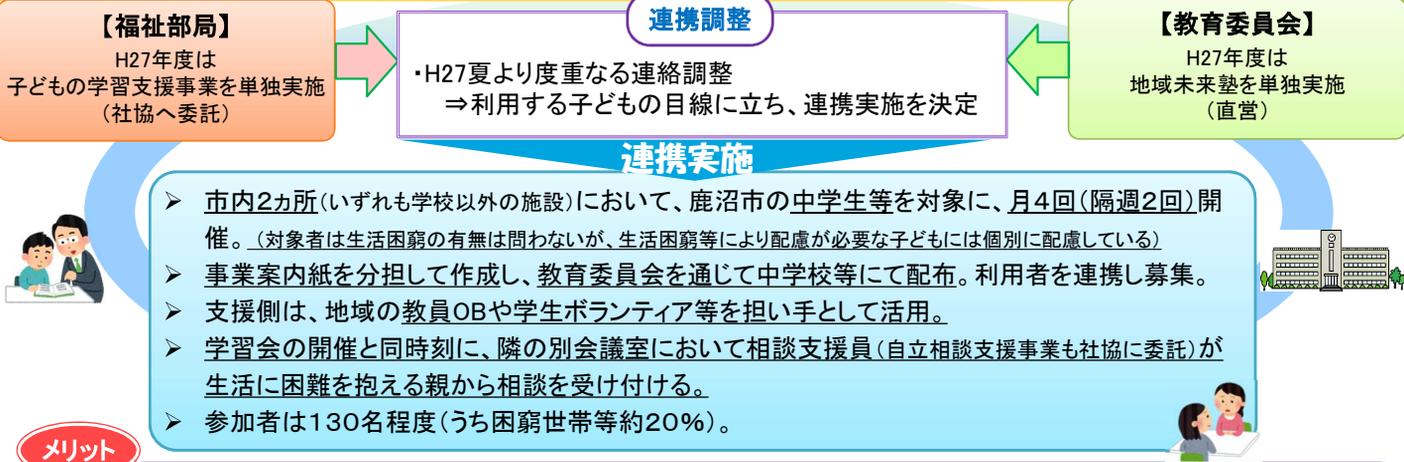
メリット

- ◆ 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることができる。
- ◆ 学習支援ボランティアが不足しがちであるが、一体実施により事業間での「奪い合い」にならない。

取組事例②(教育委員会との連携を通じた工夫)

栃木県鹿沼市の取組例～地域未来塾(文科省事業)との連携を通じて～

- 鹿沼市では、平成28年度において、子どもの学習支援事業と地域未来塾を連携実施(平成27年度は個別実施)
- 教育委員会と連携し、次のような分担・工夫によりそれぞれの事業効果を高めて実施。
 - ・教育委員会を通じた両事業による学習会開催の周知、地域住民等の担い手の確保
 - ・学習会と同時刻に、隣の別会議室で相談支援員により親からの相談の受付(自立相談支援事業)



メリット

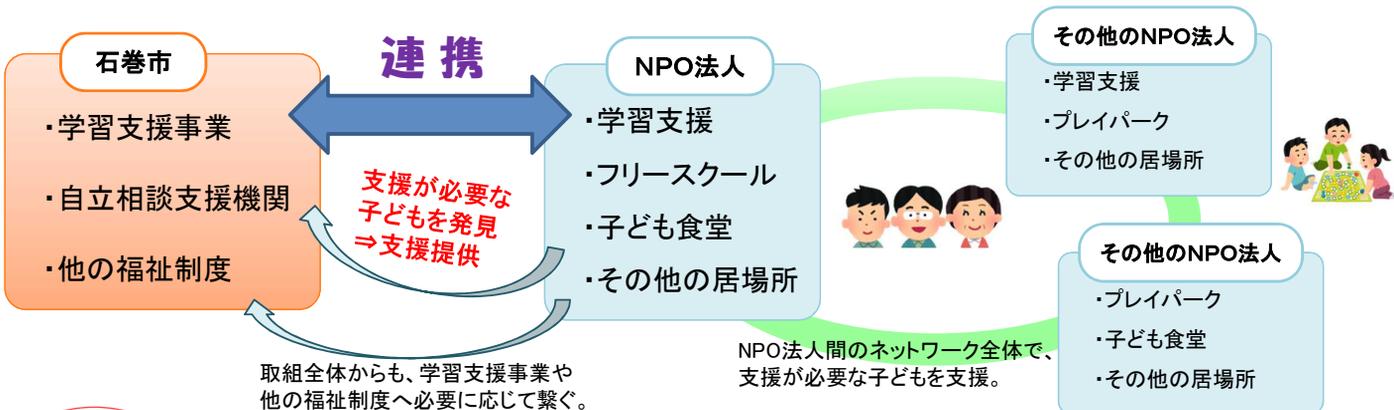
- ◆ 世帯属性を限らずに子どもを集めることが可能(生活困窮世帯の子どもに限定して学習会を開くと、集まる子どもは生活困窮世帯というスティグマの懸念がある)。
- ◆ 教育機関と連携が図れているため、子どもの情報が自然と把握でき、事業周知や教員OBの人材確保も円滑に行える。
- ◆ 相談窓口を学習会と同時に隣接した別会場に設けることで、支援が必要な世帯をより多く支援へと繋げることができる。

※鹿沼市のほか、平成28年度は秋田県湯沢市、茨城県古河市、富山県氷見市、愛知県田原市においても教育委員会と連携し両事業が実施されている。

取組事例③(民間の取組との連携を通じた工夫)

宮城県石巻市の取組例～民間団体との連携を通じて～

- 石巻市では、学習支援事業を受託しているNPO法人が、独自事業として子ども食堂やフリースクール等の居場所づくりを実施。
- 子ども食堂を始めとした取組の利用者の中から、学習支援事業や、NPO法人が独自で実施している学習支援の対象となる子どもには、必要に応じて学習支援を提供する連携を図っている。



メリット

- ◆ 生活困窮の有無に限らず、様々な属性の子どもが集まる子ども食堂を始めとした居場所機能を活用することにより、通常の周知では学習支援事業に繋がってこない子どもを把握し、支援を届けることができる。

3. 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援について

生活保護世帯の子どもの進学率等

指標	生活保護世帯 (平成25年4月1日現在)	生活保護世帯 (平成26年4月1日現在)	生活保護世帯 (平成27年4月1日現在)	生活保護世帯 (平成28年4月1日現在)	【参考】 全世帯 (直近値)
① 高等学校等進学率	90.8% (20,774人/22,875人)	91.1% (19,799人/21,732人)	92.8% (18,886人/20,346人)	93.3% (18,306人/19,624人)	98.8%
② 高等学校等中退率 ※生活保護世帯に属し、平成27年4月1日時点で高等学校等に在籍していた者のうち、平成28年3月末までの間に中退した者の割合	5.3% (2,811人/53,295人)	4.9% (2,609人/52,866人)	4.5% (2,323人/51,234人)	4.5% ※ (2,296人/51,330人)	1.5%
③ 大学等進学率	32.9% (4,220人/12,832人)	31.7% (4,242人/13,393人)	33.4% (4,550人/13,604人)	33.1% (4,619人/13,938人)	73.2%
うち、大学・短大進学率	19.2% (2,465人/12,832人)	18.5% (2,476人/13,393人)	20.0% (2,715人/13,604人)	19.0% (2,655人/13,938人)	51.8%
うち、専修学校・各種学校進学率	13.7% (1,755人/12,832人)	13.2% (1,766人/13,393人)	13.5% (1,835人/13,604人)	14.1% (1,964人/13,938人)	21.4%
④ 就職率(中学校卒業後)	2.5% (573人/22,875人)	2.0% (444人/21,732人)	1.7% (341人/20,346人)	1.6% (308人/19,624人)	0.3%
⑤ 就職率(高等学校等卒業後)	46.1% (5,915人/12,832人)	43.6% (5,833人/13,393人)	45.5% (6,194人/13,604人)	44.3% (6,171人/13,938人)	18.2%

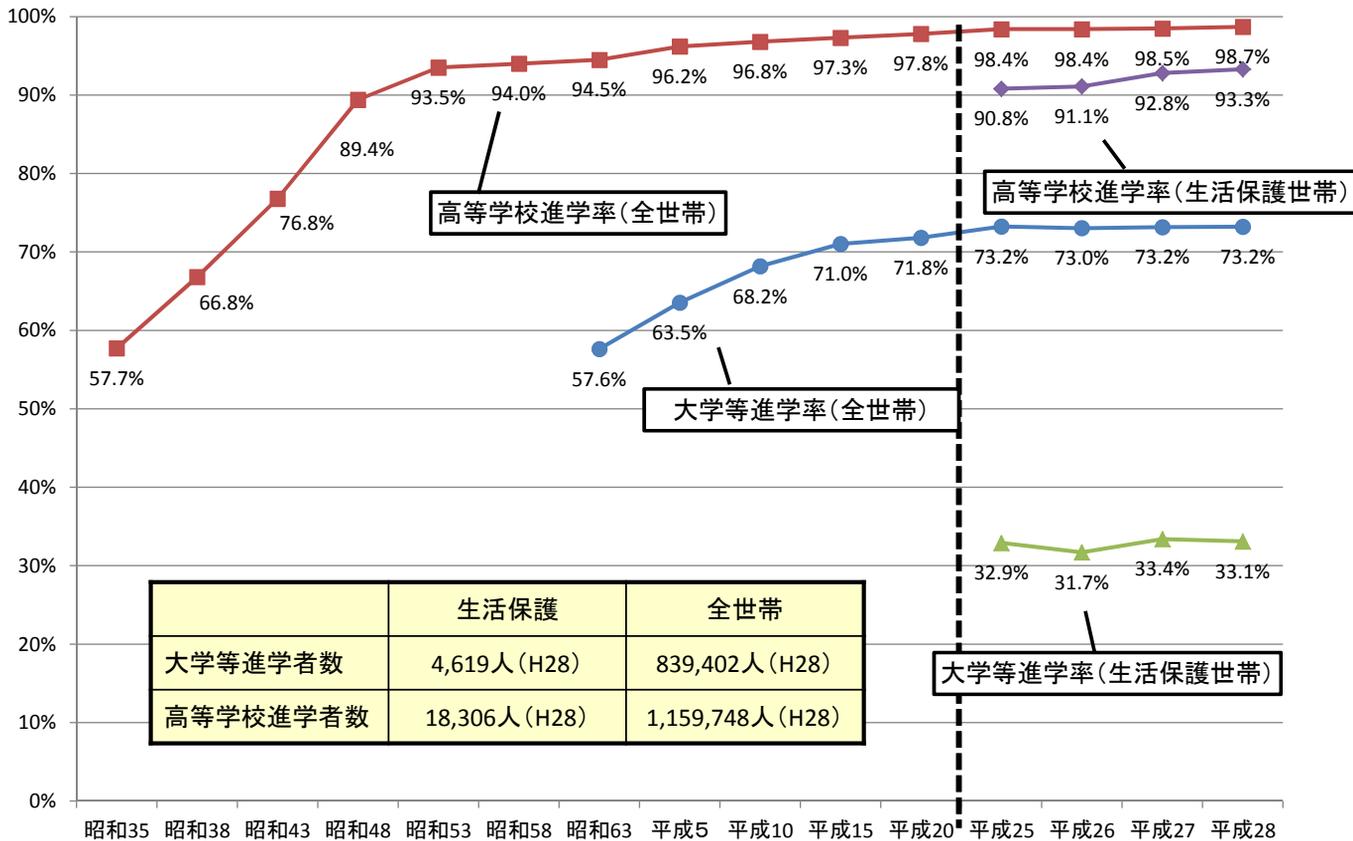
出典：生活保護世帯の指標は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

全世帯の①③④⑤は、平成27年度文部科学省「学校基本調査」

全世帯の②は、平成26年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：平成24年以前の進学率等は把握していない。

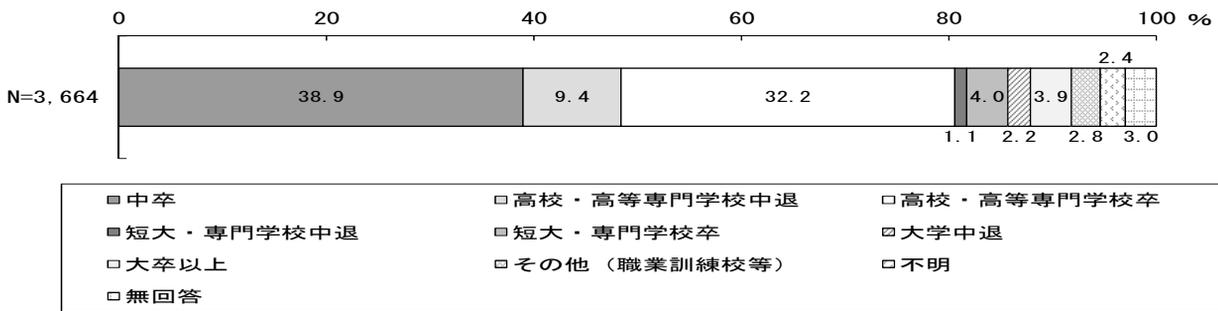
高等学校、大学等進学率の推移



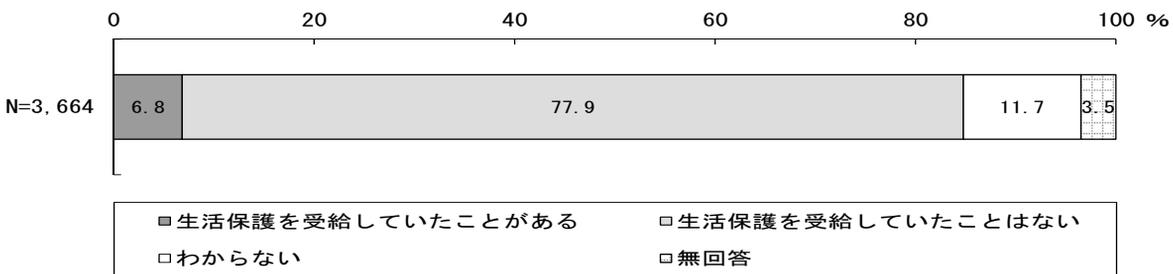
(注1) 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。(出典) 学校基本調査(全世帯)
 (注2) 各年3月の中学校及び高等学校を卒業した者の進学率 保護課調べ(生活保護世帯)

生活保護世帯の世帯主の最終学歴

世帯主の最終学歴



生活保護世帯の世帯主の子ども時代の生活保護受給経験



出所) 野村総合研究所「生活保護に至る要因に関する調査及び分析業務」(平成28年度)

無作為抽出で選定した25自治体のケースワーカーに対して、1人につき3~5ケース分の回答を依頼し、3667ケースの生活保護世帯の世帯主の過去の経験等を調査した。このため、生活保護受給者の無作為抽出による調査ではないことに留意が必要

現行制度の考え方

- 生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、稼働年齢に達している者（義務教育を終了した者）については、原則として就労していただくこととしている。
- この点を考慮し、生活保護世帯の子どもが大学等（夜間大学等を除く。）に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外（※）としている。
- ※ 同一世帯に属していても形式的に生活保護世帯の生計から大学生を別にする取扱い（世帯分離）としている。

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）抜粋

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

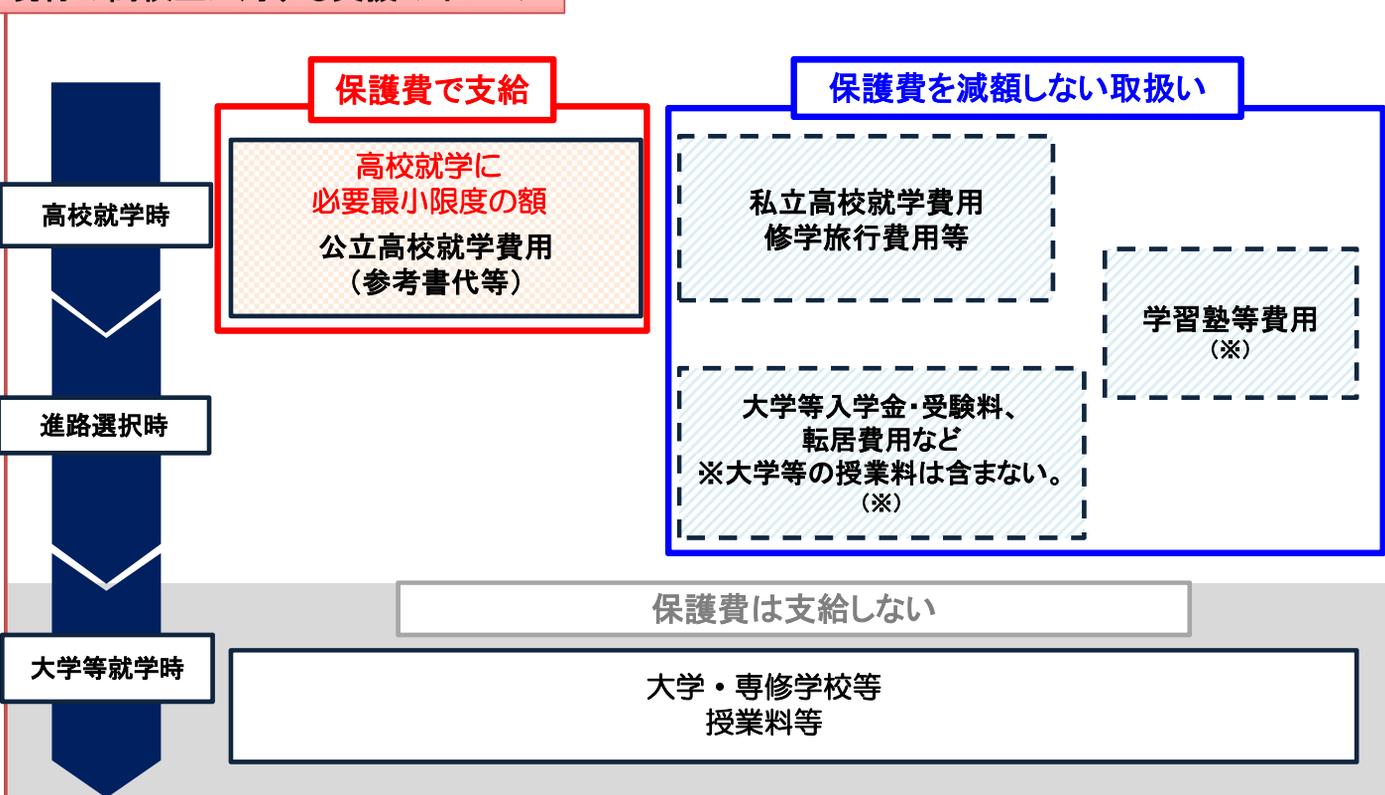
（1）社会保障

⑨ 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し

生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組む。

生活保護制度における高校生に対する支援のイメージ（現行制度）

現行の高校生に対する支援のイメージ



特にご議論いただきたい点

1. 子どもの学習支援事業について

- 貧困の連鎖防止・子どもの貧困対策の観点から、子どもの学習支援事業の取組を強化すべきではないか。取組強化の方向性についてどのように考えるか。

(検討の視点(例))

- 学習支援にとどまらず、世帯支援につなげることや子どもへの生活支援を行うことを含め、事業の標準的な内容をどう考えるか。
- 高校中退した人など特に困難を抱える子どもへの支援のあり方をどう考えるか。
- 他の子どもの学習を支援する事業との関係をどのように考えるか。

2. 生活保護世帯の大学等への進学支援について

- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援について、最低生活保障と自立の助長という制度の目的からみて、現在の支援策をどのように評価するか。
- 今後、大学等への進学を支援する上で、どのような方策が必要と考えられるか。